

安平町災害廃棄物処理計画(案)

<概要版>

1. 計画の目的(計画書 P1)

本計画は、安平町において 2018 年(平成 30 年)北海道胆振東部地震の経験を踏まえ非常災害が発生した場合の備えとして、具体的な業務内容を定め、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すものであります。また、環境省の定める災害廃棄物対策指針(2018 年(平成 30 年改定))に基づき、安平町地域防災計画や既存計画等と整合を図るものであり、実際の被害状況によっては国(環境省等)や北海道並びに周辺市町村等と協議や支援を受けながら、柔軟に運用するものとします。

2. 対象とする災害(計画書 P3)

<対象とする想定災害:地震>

表-1 想定する災害(地震)

想定災害	最大震度	建物被害(棟)			避難者数(人)※2
		全壊	半壊	焼失:木造	
石狩低地東縁断層帯(断層上端深さ 3km)南部地震	6.8	159	368	4	131

※1 北海道災害廃棄物処理計画(2018 年(平成 30 年))に基づく被害想定より引用

※2 避難者数については、被害棟数の 25%を採用し、非住居/住居(およそ 6 割)の割合を補正した値とする。

<対象とする想定災害:水害>

表-2 想定する災害(水害)

想定災害	建物被害			避難者数(人)※2
	全壊(棟)	半壊(棟)	床下浸水(世帯)	
安平川水系の氾濫	1,858	4,153	1,713	1,910
ため池(新生川貯水池、石橋の沢及び林田の沢、明春の澤貯水池)の決壊			28	8

※1 安平町防災ハザードマップより推計

※2 避難者数については、被害棟数の 25%を採用し、非住居/住居(およそ 6 割)の割合を補正した値とする。

3. 対象とする災害廃棄物等 (計画書 P4~5)

災害廃棄物は一般廃棄物であるため、安平町が処理の主体を担います。また、安平・厚真行政事務組合と苫小牧市の広域処理計画協定により、厚真町と苫小牧市の分別区分と整合を図り、本計画において対象とする災害時に処理する廃棄物を「災害廃棄物」として適正に処理します。

表-3 対象廃棄物の種類

種類	内容
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ	避難所から排出されるごみ
し尿	仮設トイレ等からのくみ取りし尿、便槽に流入した汚水
災害廃棄物	被災したものを片付ける際に排出される片付けごみや、損壊家屋の撤去等に伴い排出される廃棄物(木くず等)。表-4に示す

表-4 災害廃棄物の種類

種類	内容
可燃物 可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
木くず	柱・はり・壁材・家具などの廃木材
畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
不燃物 不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂(土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物*等)などが混在し、概ね不燃系の廃棄物
コンクリートがら 等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
廃家電(4品目)	家電4品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
小型家電 その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
有害廃棄物/危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA(クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物)・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類等の危険物等
廃自動車	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う ※処理するためには所有者の意思確認が必要。仮置場等での保管方法や機関について、警察等と協議する。
その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレス等の地方公共団体の施設では処理が困難なもの(レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む)、漁網、石こうボード、廃船舶(災害により被害を受け使用できなくなった船舶)等

※上記は選別後の分類であり、災害時には上記のものが混合状態で発生する場合が多い。

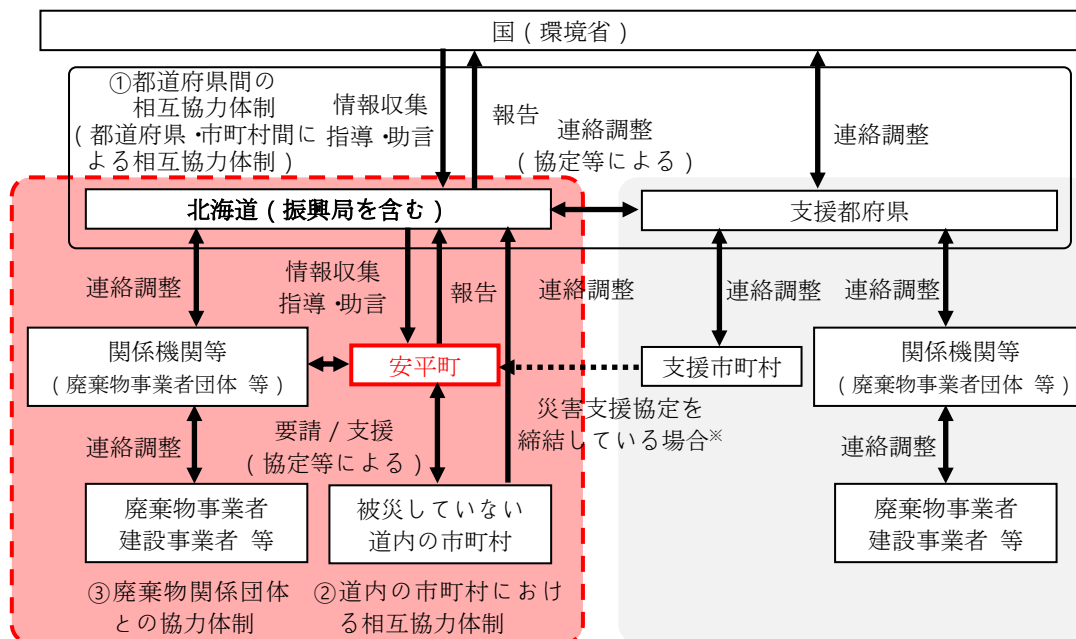
※災害廃棄物の処理・処分は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象であるが、生活ごみ、避難所ごみ及びし尿(仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水は除く)は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外である。

出典：環境省災害廃棄物対策指針(2018年(平成30年3月))を編集

4. 組織体制及び関係機関（計画書 P17～19）

発災直後の広域的な相互協力体制を確立するために、道を通して国（環境省、北海道地方環境事務所）や支援都府県の担当課との連絡体制を整備し、被災状況に応じた支援を要請できるよう、定期的に連絡調整や報告を行います。

また、発災後の安平町の対応部署は住民対策部環境衛生班生活環境グループとしています。



※政令指定都市間や、姉妹都市関係にある市町村間では直接協力・支援が行われる場合がある。

図-1 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制（例）

表-5 関連施設一覧表

項目	施設種類	施設名	事業主体
事務組合		安平・厚真行政事務組合	
一般廃棄物 処理施設	ごみ焼却施設	沼ノ端クリーンセンター焼却処理施設	苫小牧市
	最終処分場	沼ノ端埋立第2埋立処分場	苫小牧市
		沼ノ端市廃棄物埋立処分場(第5ブロック)	苫小牧市
	その他のごみ処理施設	沼ノ端クリーンセンター破碎施設	苫小牧市
し尿処理施設		胆振東部日高西部衛生組合 日胆衛生センター	

5. 災害廃棄物処理対策（計画書 P25～41）

◆ 災害種類別の災害廃棄物の特徴

災害種類別の災害廃棄物の特徴として、以下の表-6 に示すとおりです。安平町では、このうち、津波を伴わない（直下型）地震被害、水災害が発生する可能性があります。

表-6 災害種類別の災害廃棄物の特徴

災害種類	災害廃棄物の特徴
津波を伴わない（直下型）地震災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初動時は片付けごみ対応が重要であり、発災直後に推計を行い、片付けごみ用の一次仮置場の規模の把握が必要である。なお、地震災害の場合は、余震が減少し、住民等が避難所から自宅に戻れるようになる頃から本格的に片付けが開始され、片付けごみが排出される。 ・ 損壊した建物の分別解体を実施することで、混合廃棄物の発生量を少なくすることができる。 ・ 火災が発生すると、木造・非木造ともに可燃物等が減量する。焼失した災害廃棄物は性状が大きく変化し、処理について特別な留意が必要となる。
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流木や土砂混合状態の災害廃棄物が多い。災害廃棄物処理事業として処理する範囲を明確にしたうえで、量の推計を行う必要がある。
水災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発災直後から片付けごみが発生する可能性が高く、発災直後に推計を行い、片付けごみ用の仮置場規模の算定が必要である。 ・ 初動時から湿った片付けごみの収集が求められる。腐敗する恐れがあり、迅速な対応が必要である。
風害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根材が主体となるため、組成の変化に留意が必要である。

◆ 災害廃棄物等の発生量

災害廃棄物の発生量について、環境省の「災害廃棄物対策指針」にて示されている災害廃棄物発生量の算出の流れを参考に、表-7 のとおり推計されます。

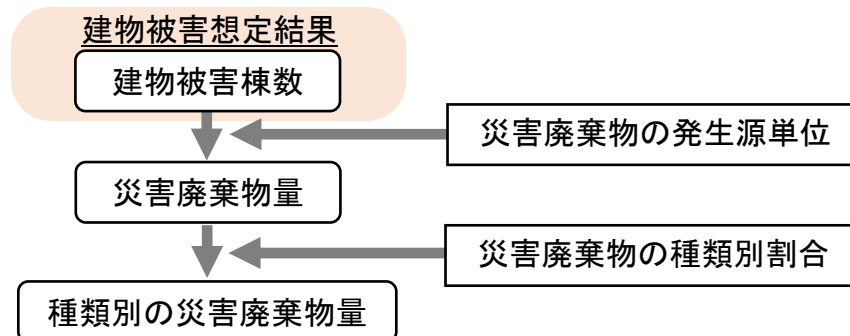


図-2 災害廃棄物発生量の推計の流れ

表-7 推計結果一覧表

種類	単位	発生量		
		地震	水害 (安平川水系)	水害 (ため池)
災害廃棄物全体量	t	29,900	189,800	900
片付けごみ発生量	t	700	13,200	500
避難者数	人	131	1,910	8
し尿収集必要量	L/日	7,004	4,878	2,218
仮設トイレ必要設置数	基	37	25	1
避難所ごみ発生量	t/日	0.18	2.61	0.01

処理フロー

災害廃棄物の処理フローは、以下の図-3のとおりです。

安平町で想定される災害により発生する災害廃棄物等は、平時に利用している一般廃棄物処理施設の能力において処理できない場合、道などに広域処理の調整を依頼することとしています。

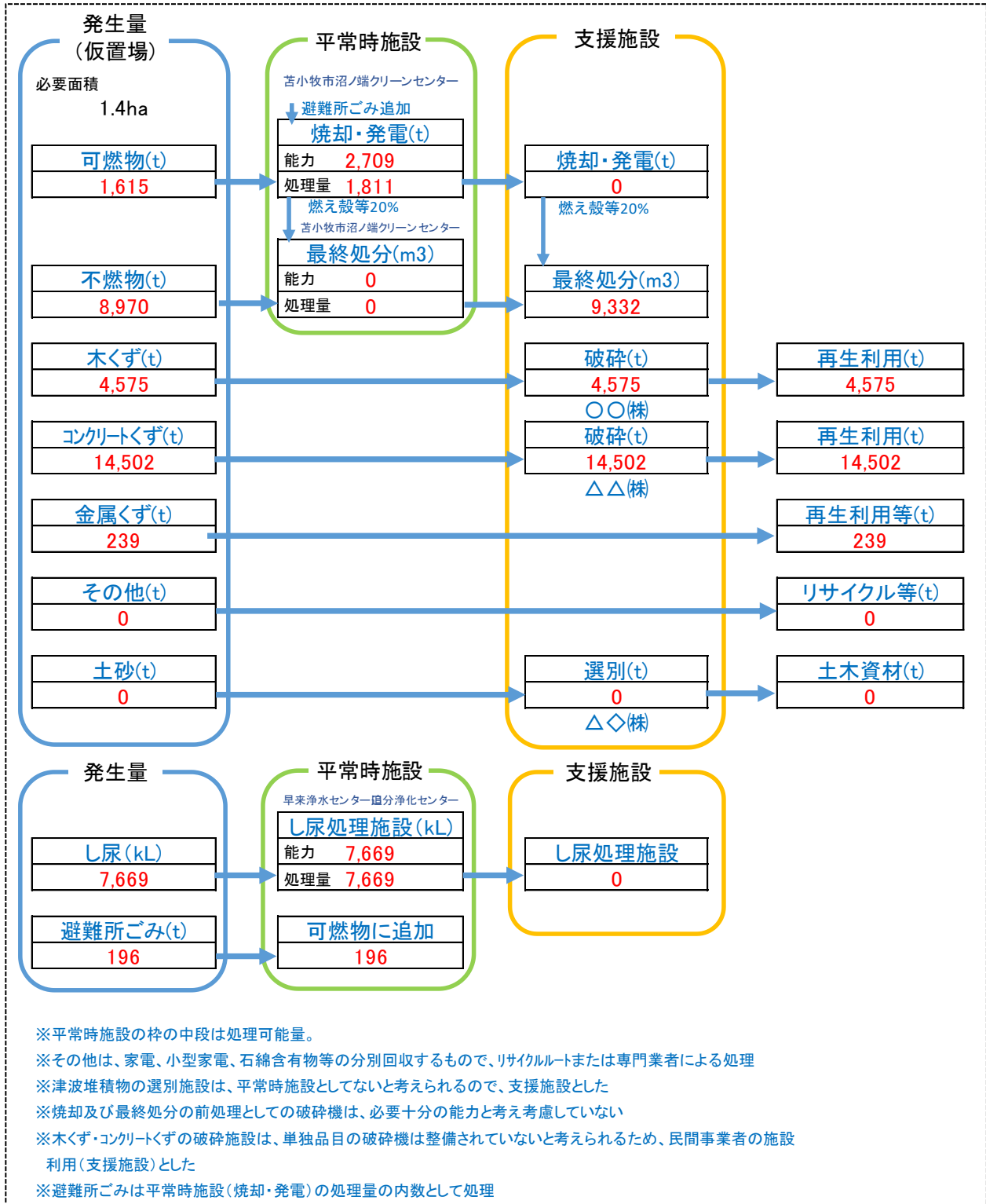


図-3 地震の災害廃棄物処理フロー例（地震）

6. スケジュール (計画書 P42)

安平町では、復興を早期に行うことを企図して処理期間を最大3年としています。実際に災害が発生した際には、被災状況によって処理期間を再検討します。

表-8 処理スケジュール

処理行程	1年目		2年目		3年目	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
仮置場設置						
災害廃棄物の搬入						
災害廃棄物の処理						
仮置場の撤去						

7. 仮置場 (計画書 P44~47)

安平町では、災害廃棄物の回収は戸別回収を基本としています。しかし、甚大な被害等で戸別回収が困難と判断された場合は仮置場を設置し、廃棄物を受け入れることを検討することとしています。設置の際は、被災状況によって推計された必要面積や被災地域の位置をもとに、留意事項を十分に考慮して決定するものとしています。

表-9 仮置場必要面積

災害の種類	集積量 (t)	仮置場必要面積	
		(㎡)	(ha)
石狩低地東縁断層帯南部地震	30,139	14,811	1.48
水害(安平川氾濫)	194,734	89,672	8.97
水害(ため池の決壊)	923	425	0.04

【仮置場選定時の留意事項】

- 1) 仮置場の設置個所は、被災範囲や地域、被災家屋数等により決定する。
- 2) 仮置場の選定の優先順位は、町有地を含む公有地を原則とする。
これらが被災または災害復旧資材置き場等の用途として使用される場合には、民有地の利用も検討する。ただし、原状復帰が原則であるので、土壌汚染対策法に基づく調査を行うこと、また河川等の水質汚染の恐れがある場合には水質調査を事前に実施する必要がある点に留意する。
- 3) 仮置場への災害廃棄物運搬ルートを確保でき、搬入・搬出が比較的容易であること。
- 4) 周辺に学校、病院、避難施設等がある場所は極力さけるか、仮囲いなどによる災害廃棄物から発生する埃等の飛散、悪臭発生の防止対策などを合わせて実施した上で開設、運営する。
- 5) 新たに整地等の土木工事を行うなどの整備費を要することが少ない場所とする。
- 6) 開設前には、その他の用途(避難施設、救出・救助部隊の活動拠点、災害時ヘリパッド、生活物資の集積・輸送拠点、ライフライン等の復旧拠点、応急仮設住宅建設用地)と調整を図ること。